新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議（第２回）

令和４年５月１７日（火）
９時００分 ～ 11時00分
合同庁舎８号館講堂

議事次第

１．開　会

２．議　事

（１）経済団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所）との意見交換

（２）地方団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国保健所長会）との意見交換

３．閉　会

（配布資料）

資料１	意見交換出席者
資料２－１	日本経済団体連合会提出資料
資料２－２	日本商工会議所提出資料
資料３－１	全国知事会提出資料
資料３－２	全国市長会提出資料
資料３－３	全国保健所長会提出資料
参考資料	新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議運営要領

資料１

意見交換出席者

（敬称略）

（１）経済団体との意見交換

日本経済団体連合会

常務理事　長谷川知子

ソーシャル・コミュニケーション本部長　正木義久

日本商工会議所

常務理事　久貝卓

産業政策第一部長　山内清行

（２）地方団体との意見交換

全国知事会

会長　平井伸治（鳥取県知事）

全国市長会

会長　立谷秀清（福島県相馬市長）

全国町村会

会長　荒木泰臣（熊本県嘉島町長）

全国保健所長会

会長　内田勝彦（大分県東部保健所長）

Keidanren
Policy & Action

資料２－１

新型コロナウイルス感染症における
これまでの対応と今後の課題

2022年 5月17日

一般社団法人日本経済団体連合会
常務理事
長谷川　知子

経団連の取り組み

新型インフルエンザ等対策特別措置法

Keidanren
Policy & Action

～第１章　総則　第４条（事業者及び国民の責務）～

1. 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び感染の拡大の防止に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

2. 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3. 第28条第1項第1号に規定する登録事業者(注：医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者)は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

医療物資・機器等確保への協力

Keidanren
Policy & Action

- 医療物資・機器の供給確保に向け、2020/4/10に**緊急増産への協力**を広く呼びかけ。
- 同13、24日には、企業が保有する**高機能マスクや医療用ガウン代替品等の提供**を呼びかけ。

医療物資の提供呼びかけ

① 高機能マスク(N95/DS2規格)

提供申し出数

累計　1,276,572 枚

（企業数：175社）

② 防護服、医療用ガウン代替品（防塵服等）

提供申し出数

累計　92,180 点

（企業数：73社）

医療機器の供給に向けた取り組み

① 特許の無償開放

無償開放数

累計　806,485件

COVID-19 ・ IP OPEN ACCESS DECLARATION AGAINST
OA CVD 19
COVID-19と戦う知財宣言

② クリーンルームの提供等の呼びかけ

③ 製造業を中心したマスク等の生産

※数量不詳のものは集計に含めていない。

（経団連 新型コロナウイルス対応TF集計）

感染予防対策ガイドラインの策定

Keidanren
Policy & Action

- 政府の「基本的対処方針」は、「専門家会議の提言を参考に、**業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進める**」旨を規定。
- 経団連としては、政府・有識者と連携しつつ、オフィスや製造事業場において**業種横断的に参照すべき事項に関し、ガイドラインを策定**。2020/5/14に公表。

※最新版ガイドライン掲載URL： http://www.keidanren.or.jp/policy/2021/036.html

- **各業界団体においても、適宜、業種別ガイドラインを策定・公表。**

経団連ガイドラインに記載された講じるべき具体的施策（例）

対人距離の確保
（できる限り2m目安）

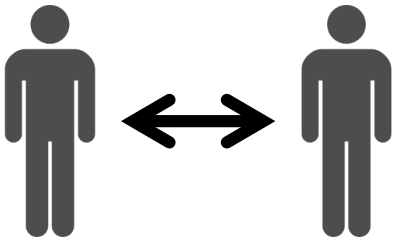

共有設備の頻繁な
消毒・洗浄

テレワーク･時差出勤等
通勤混雑の緩和

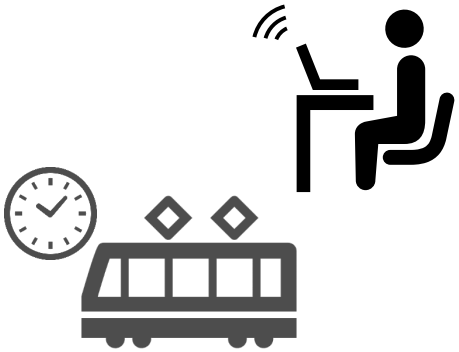

テレワーク・時差出勤の拡大等に係る呼びかけ

Keidanren Policy & Action

- 人と人との接触削減やゴールデンウィーク中の外出自粛をはじめ、緊急事態宣言等に対応した**感染防止策の徹底を呼びかけ**。
- アンケートによれば、緊急事態宣言の対象が全国に拡大される前の段階で、**会員の約98%がテレワーク・在宅勤務を導入済み**。

各社の対応に関する フォローアップ調査の結果

- 調査期間　2020年4月14日(火) ～ 4月17日(金)
- 有効回答社数　406社　（送付社数 1,470社、回答率27.6%）

1. テレワーク・在宅勤務の導入状況

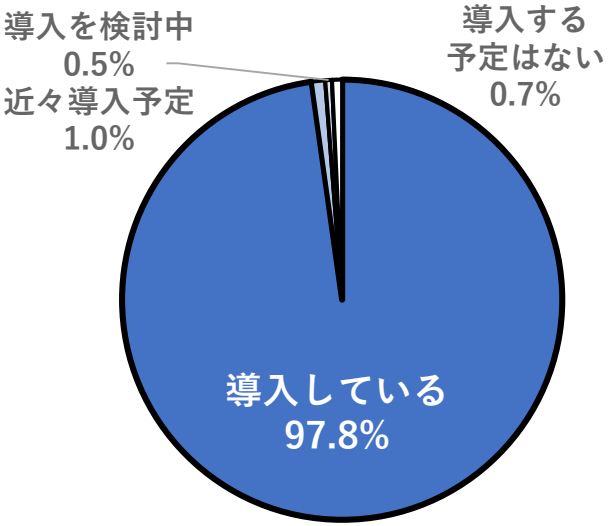

（有効回答社数：406社）

2. テレワーク・在宅勤務者の割合

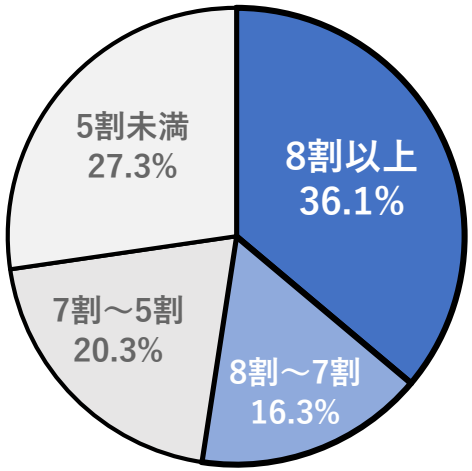

※金融、電力、医薬、公共工事、石油化学、生活用品、百貨店、生活必需サービス等業界を除き集計（有効回答社数 227社）

3. テレワーク・在宅勤務の導入・拡充における障害

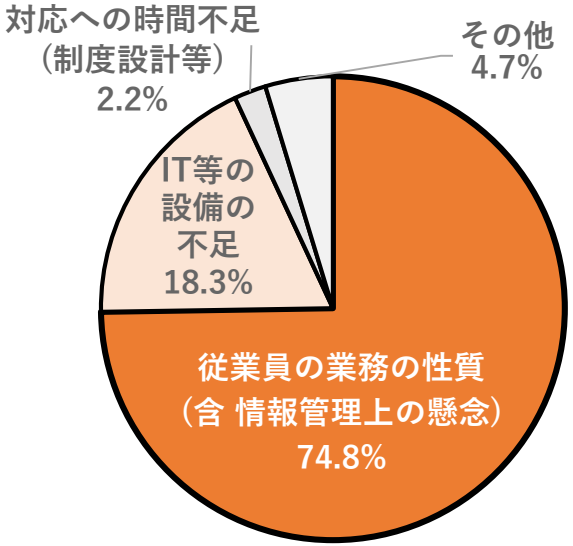

（有効回答社数 404社）

※調査依頼を2020年4月14日、回答期限17日としたため、16日夜発令の全国規模の緊急事態宣言への対応が充分に反映されていない可能性があります。

ワクチン接種の推進

Keidanren
Policy & Action

大規模接種会場への
産業医の派遣

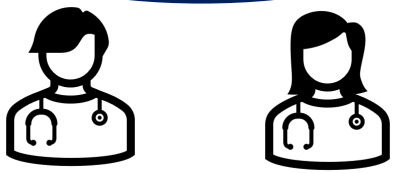

接種会場の提供等

職域接種の推進等

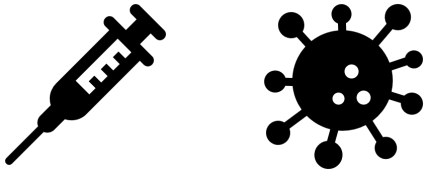

職域接種に関する
オンライン説明会の
開催

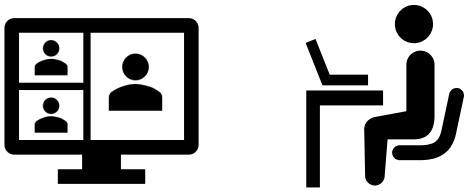

基本対処方針のポイント（企業関連）

Keidanren
Policy & Action

国民・企業が一丸となって取り組むべきこと

１．不要不急の外出を避けること

２．「三つの密」や夜の街を極力避けること

３．企業はBCPに基づき、出勤者の4割減少はもとより、テレワークを強力に推進することにより、さらに接触の機会を減らすこと

職場における留意事項

- テレワークの強力な推進
- 出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを極力低減
- 感染防止の取組み強化（手洗い、咳エチケット、換気、TV会議等）
- 繁華街の接客を伴う飲食店等は、強く外出を自粛

物資、資材等の供給

- 医療物資、機器等の緊急増産への協力

国民生活及び国民経済安定のための事業の継続

全文：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h(4.7).pdf

既に「正体不明のウイルス」ではない

Keidanren
Policy & Action

発生から２年以上が経ち、
ワクチン・治療薬・治療法が提供され、
変異したウイルスによる感染についても、
症状を一定程度に制御することが可能に。

以前と同じような対策を取る必要がない

日本国憲法第22条第１項
何人も、公共の福祉に反しない限り、
居住、移転及び職業選択の自由を有する。

ウイルスの特性に応じた科学的・合理的な対策への絞り込みを

新型コロナウイルス感染症に係る主な会議体

Keidanren
Policy & Action

新型インフルエンザ等対策推進会議
（新型インフルエンザ等対策措置法）

基本的対処方針分科会
新型インフルエンザ等対策であり、
総合的かつ基本的なものについて
調査審議

新型コロナウイルス感染症対策分科会
新型インフルエンザ等対策のうち新型コロナウイルス感染症に係るものに関する事項を調査審議

社会経済活動分科会
登録事業者の登録の基準に関する事項
その他社会経済活動に関する事項を調査審議

医療及び公衆衛生分科会
医療の提供体制の確保に関する事項その他の
医療及び公衆衛生に関する事項を調査審議

厚生科学審議会
（厚生労働省設置法等・厚生科学審議会令）

感染症部会
- 感染症染症の予防、感染症の患者に対する医療に関する重要事項を処理
- 検疫法・感染症法の規定により厚生科学審議会の権限に属された事項を調査審議

予防接種・ワクチン分科会
予防接種基本方針部会・研究開発及び生産流通部会・副反応検討部会

- 予防接種施策全般について、中長期的な課題設定の下、科学的な知見に基づき、総合的・恒常的に評価・検討を行い、厚生労働大臣に提言

新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード
（感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部設置規程）

新型コロナ対策を円滑に推進するために必要となる、医療・公衆衛生分野の専門的・技術的な事項について、厚生労働省に対する必要な助言等

感染症法上の位置づけによる措置の簡素化

Keidanren
Policy & Action

	現行	経団連案
疑似症患者への適用	○	○
無症状病原体保有者への適用	○	×
診断・死亡したときの医師による届出	○ （直ちに）	○ （直ちに）
獣医師の届出、動物の輸入に関する措置	○	×
患者情報等の定点把握	×	×
積極的疫学調査の実施	○	×
健康診断受診の勧告・実施	○	○
就業制限	○	○
入院の勧告・措置	○	○
検体の収去・採取等	○	×
汚染された場所の消毒、物件の廃棄等	○	×
ねずみ、昆虫等の駆除	○（※）	×
生活用水の使用制限	○（※）	×
建物の立入制限・封鎖、交通の制限	○（※）	×
発生・実施する措置等の公表	○	○
健康状態の報告、外出自粛等の要請	○	○
都道府県による経過報告	○	○

※　感染症法44条の4に基づき政令が定められ、適用することとされた場合に適用（新型コロナウイルス感染症については適用なし）

（参考）感染症法に基づく主な措置の概要

Keidanren
Policy & Action

	新型インフルエンザ等感染症	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	指定感染症
規定されている疾病名	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・再興型コロナウイルス感染症	エボラ出血熱・ペスト等	結核・SARS・H５N１等	コレラ・細菌性赤痢等	黄熱等	インフルエンザ等	※政令で指定（現在は該当なし）
疾病名の規定方法	法律	法律	法律	法律	法律・政令	法律・政令	政令 具体的に適用する規定は、感染症事に政令で規定
疑似症患者への適用	○	○	○ （政令で定める感染症のみ）	×	×	×	具体的に適用する規定は、感染症毎に政令で規定
無症状病原体保有者への適用	○	○	×	×	×	×	
診断・死亡したときの医師による届出	○ （直ちに）	○ （直ちに）	○ （直ちに）	○ （直ちに）	○ （直ちに）	○ （7日以内）	
獣医師の届出、動物の輸入に関する措置	○	○	○	○	○	×	
患者情報等の定点把握	×	×	△（一部疑似症のみ）	△（一部疑似症のみ）	△（一部疑似症のみ）	○	
積極的疫学調査の実施	○	○	○	○	○	○	
健康診断受診の勧告・実施	○	○	○	○	×	×	
就業制限	○	○	○	○	×	×	
入院の勧告・措置	○	○	○	×	×	×	
検体の収去・採取等	○	○	○	×	×	×	
汚染場所の消毒、物件の廃棄等	○	○	○	○	○	×	
ねずみ、昆虫等の駆除	○(※)	○	○	○	○	×	
生活用水の使用制限	○(※)	○	○	○	×	×	
建物の立入制限・封鎖、交通の制限	○(※)	○	×	×	×	×	
発生・実施する措置等の公表	○	×	×	×	×	×	
健康状態の報告、外出自粛等の要請	○	×	×	×	×	×	
都道府県による経過報告	○	×	×	×	×	×	

※　感染症法44条の4に基づき政令が定められ、適用することとされた場合に適用（新型コロナウイルス感染症については適用なし）

インフルエンザとの比較（特措法上の位置づけ）

Keidanren Policy & Action

特措法上、まん延防止等重点措置を適用する要件は、通常のインフルエンザにかかった場合に比して、肺炎、多臓器不全又は脳症の発生頻度が、相当程度高いこととなっている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法
（新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等）
第31条の４　政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。
一　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間(以下略)

新型インフルエンザ等特別措置法施行令
（新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態の要件）
第５条の３　法第31条の4第1項の新型インフルエンザ等についての政令で定める要件は、当該新型インフルエンザ等にかかった場合における肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、感染症法第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められることとする。

感染症法
第6条
６　この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
一　インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

Keidanren
Policy & Action

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」

（2020年５月４日）

- 緊急事態宣言の期限…以降に求められる具体的な対応等について…提言では、…「新しい生活様式」を具体的にイメージいただけるよう、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい実践例を…整理した。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり…業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、…実践していただくことを強く求めたい。
- …ガイドライン等を作成するに当たっては、適宜、感染管理にノウハウのある医療従事者などに監修を求めることにより、効果的な対策を行うことが期待される。

業種別ガイドラインの記述の適正化

Keidanren
Policy & Action

経団連の「オフィス(製造事業場)における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」は、感染症に関する知見の集積に応じて記述を適正なものに変更してきた。

(トイレに関する記述の変遷)

（2020年12月1日改訂版）

- 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

（2021年4月13日再訂版）

- 便器は通常の清掃で問題ないが、使用頻度の高いときには清掃も1日複数回行うなど、清潔に保つ。
- トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- 共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する。

（2021年10月14日三訂版）

- 便器は通常の清掃で問題ない。
- ~~トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。~~
- 共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、~~アルコール消毒その他~~適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する。

水際対策の緩和

Keidanren
Policy & Action

これまで、多数の関係省庁に要望

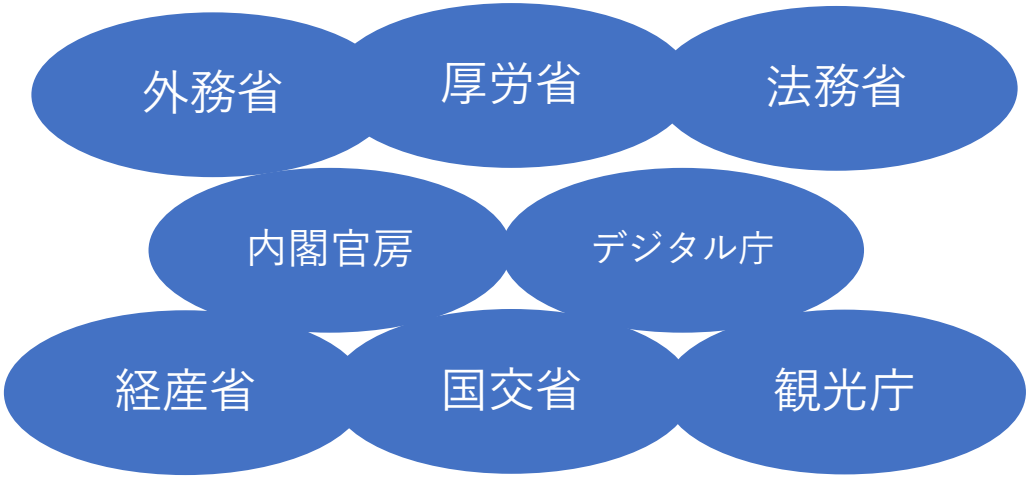

空港での検査を廃止、
１日あたりの入国者数の上限を撤廃し、
一刻も早い国際的な往来の
本格的な再開を

水際対策に係る各国比較(2022年5月12日時点)

Keidanren
Policy & Action

	外国人の入国		ワクチン接種	出発前検査	到着時検査
	観光	除観光			
アメリカ	○	○	必要 （２回以上）	必要 (24時間以内)	なし
カナダ	○	○	必要 (2回以上)	不要	なし（無作為抽出で実施）
英国	○	○	不要	不要	なし
ドイツ	○	○	必要(2回以上)	不要	なし
フランス	○	○	ワクチン接種（2回以上、接種完了後9か月以内)/陰性証明(入国前72/48時間以内)のいずれかが必要		なし
イタリア	○	○	ワクチン接種（2回以上、接種完了後9か月以内)/陰性証明(入国前72/48時間以内)のいずれかが必要		なし
日本	×	△ （上限あり）	必要(3回以上)	必要 (72時間以内)	あり（全数検査）

G7諸国と足並みを揃えてた対策を行っていくことが合理的

中長期観点から見た課題

非常事態に備えた体制づくり

Keidanren
Policy & Action

組織横断的な意思決定・調整体制

- 省庁横断的な意思決定・指揮命令が可能な体制整備
- 都道府県の枠を超えた病床の調整

デジタル化による情報の集約・連携体制

- 医療提供体制のDX化
- HER-SYSの効率的な活用
- データヘルスの促進

必要物資の供給体制

- 非常時にも迅速かつ安定的な供給が可能となる備蓄や生産体制の構築
- 抗原検査キットのOTC化

政府・自治体における非常事態の体制整備

Keidanren
Policy & Action

新型コロナ対応において直面する課題

◆省庁横断的な対応、迅速かつ透明性のある意思決定が見えにくい
◆新型コロナ感染症対応を行う医療提供体制の確保が課題に
◆国民への情報発信・メッセージが分かりにくい場面も
◆意思決定の際、国と地方自治体における関係性が不明確な場面も　など

政府・地方自治体がとるべきアクション

① 「バーチャルな非常事態対応組織」の創設

■ 政府は、非常事態に省庁横断・産官学を挙げた対応が可能な組織の創設を検討すべき

✓ あらゆる非常事態に際して、産官学問わず必要な人材・権限などを政府の一組織に集中させ、省庁横断的な意思決定・指揮命令が可能となるよう、専門的・司令塔的な役割を担うバーチャル組織体制を平常時から整備

② レジリエントな医療提供体制の整備

■ 政府は、非常事態全般に対し、レジリエントな医療提供体制を確保する環境整備を進めるべき

✓ 感染症や自然災害による傷病者急増等への対応に備え、人材の柔軟な異動を促す仕組み、都道府県・市区町村や公立・私立病院の境を超えた病床の調整等が可能となる制度等を整備

③ 情報収集・分析とリスクコミュニケーション

■ 政府・自治体は、適切な情報収集・分析と住民への適切な発信に向けた環境を整備すべき

✓ 非常事態時に全容把握でき、迅速かつ効果的な活動の拠点となるオープンクラウド基盤を整備

✓ 政府・自治体は、情報基盤や企業の配信する連絡アプリ等を活用したきめ細やかな情報を提供

④ 政府・各自治体間の連携の強化

■ 政府は、非常事態における政府・都道府県・市区町村それぞれの関係性を整理し、非常事態時には国と自治体が一体となって対応すべき

✓ 地域に密着した案件（感染症など）に関しては、より地方自治体の権限を強化し、自治体独自の措置を政府が財政的に支援する仕組みも一案

出典：経団連提言「非常事態に対してレジリエントな経済社会の構築に向けて」（2021年3月）

医療情報のデジタル化

Keidanren
Policy & Action

感染の状況に関する情報が集約されておらず、リアルタイムに全体が把握できず、対策が遅れる。

陽性者を診療可能な病院や、空き病床の状況が把握できず、搬送先を探すのに苦労。

紙の接種券を使わないと、個人の接種管理が困難。個人の基礎疾患や治療薬等のカルテ情報を個人が管理できていない。

HER-SYSは構築されたが、発生届等でファクシミリが多用され、その情報を手入力している

診療等が可能な病院の情報は各都道府県のウェブサイトに登録されたが、フォーマットや情報量は様々

接種券のバーコードを読み込みVRS（ワクチン接種記録システム）に入力デジタルワクチン接種証明書は完成

感染症対策の立案や
医療リソースの迅速・適切な配分に必要な情報の
収集・集約・連携のデジタル化

個人の健康情報は、
個人がポータブルに持ち歩くことのできる分散化と必要な時に容易に提示できる連携を進める
(データヘルスの促進)

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）
(Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19)

Keidanren
Policy & Action

HER-SYSは新型コロナウイルス感染者等の情報（症状、行動歴等）を電子的に入力、一元的に管理、関係者間で共有するもので、医師等が発生届等をパソコン・タブレットで入力・報告すれば、保健所が手書き、ＦＡＸをパソコンに入力する作業も減少。「現場の保健所職員等の作業のＩＴ化・ワンスオンリー化」が期待されてきた。
療養者の健康観察も、本人や保健所のデータ入力で可能である。しかしいずれもファクシミリが多用されている。

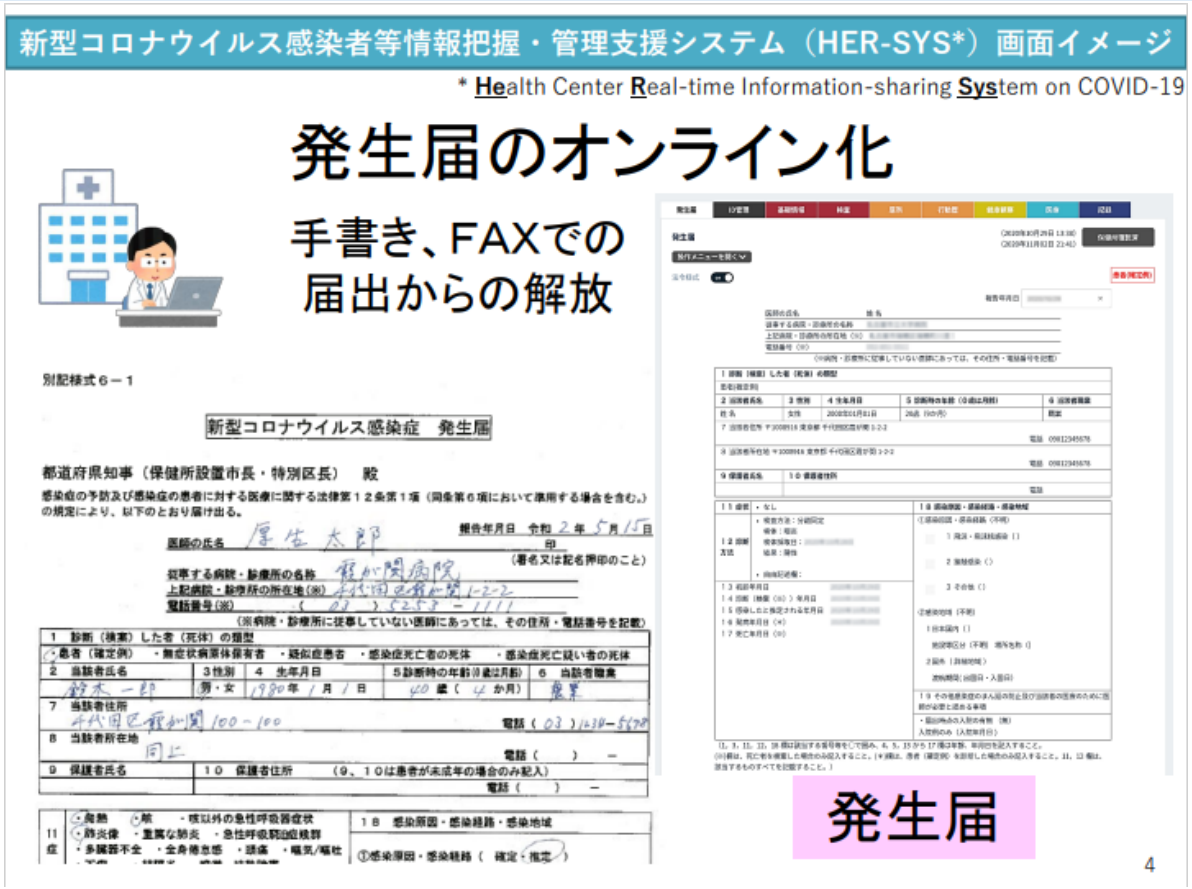

（資料：厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000728154.pdf）

米国「パンデミック準備計画」の概要

Keidanren
Policy & Action

米国「パンデミック準備計画(American Pandemic Preparedness: Transforming Our Capabilities)」は、ワクチンや治療薬の研究開発、モニタリング体制の強化、個人用防護具の開発など、将来のパンデミックや生物学的脅威に総合的に対処するもの。2021年9月に、サリバン国家安全保障問題対応大統領補佐官とランダー大統領府科学技術政策局長の連名で発出。

【計画で示された５本柱】

Ⅰ. 医療防御の変革	パンデミックの脅威が認識されてから200日以内に全世界人口分のワクチンを生産できるようにすることや治療法、診断法の大幅な進化等
Ⅱ. 状況認識の確保	早期警戒とリアルタイム監視の両方の観点から、感染症の脅威に関する状況認識を確かなものに
Ⅲ. 公衆衛生システムの強化	最も脆弱なコミュニティに特に着目し、米国内外での緊急事態に対応できる公衆衛生システムに
Ⅳ. 中核的能力の構築	個人防護具、備蓄品とサプライチェーン、バイオセーフティとバイオセキュリティ、規制の改革等
Ⅴ. ミッション管理	アポロ計画のように、目的・コミットメント・説明責任について真摯であること

(資料：米国ホワイトハウスホームページhttps://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2021/09/American-Pandemic-Preparedness-Transforming-Our-Capabilities-Final-For-Web.pdf?page=29に基づき作成)

抗原定性検査キットのOTC化、確保

Keidanren
Policy & Action

第６波での対応

①薬機法の承認を得ている抗原定性検査キットが薬局で購入可能に。
②企業等がキットをイベント会場等で配布して検査することが可能に。
③従業員が自宅等に持ち帰って検査することが可能に。

感染者
早期発見に
貢献

第６波で明らかとなった課題

①検査能力の不足
②需要増に生産・流通が対応できず、キットやＰＣＲ検査用資材が不足
③医療現場では検査なしでの「みなし陽性」診断が不可避に

今後求められる対策

①抗原定性検査キットの適正な使用方法や検査結果に対する理解や対処の仕方の普及・啓発
②キットのＯＴＣ化を図り、普段から国民がドラッグストア等でキットを入手し、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染についてセルフチェックできるようにすること
③精度の高いＰＣＲ検査へのアクセスを改善すること
④急激な需要拡大に備え、政府による一定量の抗原定性検査キットやＰＣＲ検査用の資材の確保、戦略的備蓄

出典：経団連提言「次なる波に備えつつ、出口戦略に舵を切れ」（2022年3月）

Keidanren

Policy & Action

地域とともに、未来を創る
since 1922
日本商工会議所創立100周年

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

資料２－２

新型コロナウイルス感染症対策に関する課題と商工会議所の取組み

２０２２年５月１７日
日 本 商 工 会 議 所

１．商工会議所のコロナ克服に向けた取組み

①

１．テレワーク導入の推進

■ **515商工会議所会員（123万者）へテレワーク導入の呼びかけ**

現状・課題

■ 2020年の緊急事態宣言を受け、東京２３区では約７割の中小企業がテレワークを実施したが、現在の実施率は、約４割。小規模な企業ほど実施率は低い。

■ 商工会議所では、2019年から515商工会議所にグーグルワークスペースを提供、オンライン経営相談等で企業の業務のIT化を支援。

■ オンライン会議ツール等もリアルより円滑なコミュニケーションを取れるほど利便性の高いものにまでは至っていない。

【東京23区の中小企業のテレワーク実施率の推移】

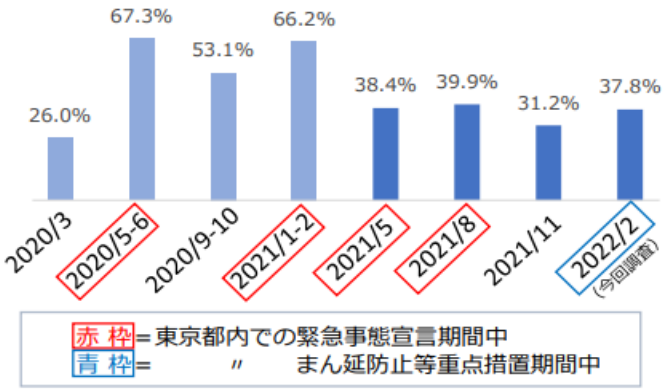

出典：東商「中小企業のテレワーク実施状況に関する調査」（22年3月）

対策

〇中小企業へのテレワーク活用の一層の働きかけ
〇オンライン機器やソフト等のさらなる技術の改善が必要

２．ワクチン職域接種の実施

第１回・２回目：９０商工会議所（約４３万人）
※自治体との協働接種等を加えると約７２万人
第３回目：３９商工会議所（推定：約１８万人）

職域接種を実施した商工会議所地域の会員企業の声

・1000人以下で中小企業単独による職域接種の申請ができなかったが、早期事業再開に役に立った。
・個人申込みの自治体接種より会社主体で申し込める職域接種の方が副反応の休暇管理やシフト管理が容易。

菅内閣総理大臣等からの中小企業への共同接種依頼
2021年6月3日（首相官邸）

政府から従業員1000人未満の地域で困窮する中小企業への共同接種の依頼を受け、各地商工会議所で職域接種を実施。

課題

職域接種申請後に、ワクチン供給不足が顕在化し、実施が１か月遅れ、多くの商工会議所が赤字となった。ワクチン供給見通しなど、政府の情報提供が不十分であった

対策

〇政府間交渉によるワクチン等の確保
〇タイムリーな情報提供の徹底が必要

１．商工会議所のコロナ克服に向けた取組み

３．（１）コロナ禍克服に向けた事業者の取り組み支援（841事業（5/13現在、日商AssistBizより））

■ 商工会議所は、行政、地域の多様な主体と連携し、コロナ禍で苦境にある中小・小規模事業者や地域経済社会の活力強化に向け、多様な事業を実施。

【主な事業内容】〇経営支援：テイクアウトなど売上維持支援、オンラインによる展示商談会の開催等
人材マッチング・採用支援ーなど
〇地方創生：地域の賑わい創出へのイベント実施、コロナ克服に向けた売上確保・販路開拓支援ーなど

売上維持支援（325件）	雇用維持・就労支援（11件）
①在庫処分支援 ②テイクアウト・デリバリーによる販売促進 ③タクシー利用による実店舗での消費喚起	①観光と農業との人材マッチング支援 ②異業種間の人材マッチング支援 ③ワーケーションによる移住促進の取り組み
オンラインによるイベント開催（53件）	**コロナ対策製品の開発・ブランド化（34件）**
①Web有田陶器市 ②メッセナゴヤ2020オンライン ③Food EXPO Kyushu 2020	①「桐生マスク」のブランド化 ②医療用ガウンの製作 ③フェースシールドの開発
商品券等による飲食・小売店等支援（245件）	**オンライン経営支援・相談（50件）**
①「泉大津レシート大作戦」による商品券発行事業 ②クラウドファンディングによる飲食業支援 ③事業者への寄付上乗せ商品券発行事業	①製造現場の三密回避・IoT実装支援 ②オンラインによる経営相談 ③オンラインによる一貫支援

〇次ページ以降に、上記６テーマ18事例を掲載。

３．（２）事業者支援

■ 困窮する事業者支援として、持続化給付金、家賃給付金等が実施され、商工会議所として申請支援

３．（３）提言活動

■ 2020年～2022年　総理、大臣等との意見交換（コロナ関連：32回）、主な緊急要望等（12本）

1．商工会議所のコロナ克服に向けた取組み(参考)

1．売上維持支援

①在庫処分支援
【札幌商工会議所(北海道)】

▼掲載商品の例

出典：同所HP

■物産展の中止、外出自粛要請、一斉休校による給食の停止が相次ぎ、食品の大量在庫発生に関する相談が急増。

■このため同所は３月10日、ネット上に掲示板「緊急在庫処分ＳＯＳ！」を開設し、商品情報を掲載して販促支援。

■その結果、６月中旬までに掲載企業約450社、売上合計約2億円に達した。食品以外にも対象を拡大しており、7月以降は「北海道つながるモール」にリニューアルして実施中。

②テイクアウト・デリバリーによる販売促進
【小千谷商工会議所(新潟県)】

■ 同所は、会席・宴席を扱う事業者で予約のキャンセルが相次いでいることから、弁当やオードブルのデリバリー・テイクアウトを企画し、市内の11店舗がこれに参加。3月16日から31日まで宅配・店頭販売を実施した。

■ 積極的なPRの結果、参加事業者のうち、7割の事業者で売上が増えた。

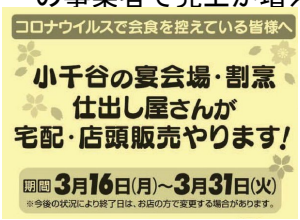

出典：同所提供

③タクシー利用による実店舗での消費喚起
【宇都宮商工会議所(栃木県)】

出典：同所HP

出典：栃木県タクシー協会ＨＰ

■同所では、栃木県タクシー協会と連携し、6月から市内タクシーの利用による市民の買い物支援を実施。コロナ禍で業況が悪化したタクシー業界と小売店等の売上拡大に寄与。

■アンケートに回答した消費者を対象に、期間限定で初乗り運賃（740円）および運転手による買い物代行（740円：初乗り運賃相当額）について、同所の独自財源300万円から約3400回分補助した。

2．オンラインによるイベントの継続

①Web有田陶器市
【有田商工会議所(佐賀県)】

▲コロナ前は100万人の賑わい

出典：有田陶器市HPを加工

■毎年、全国から約100万人が訪れる「有田陶器市」がコロナの影響で中止されたことを受け、同所は市と連携し、オンラインによる「Web有田陶器市」を企画・実施。129の窯元や商社の参加を得た。

■SNSからのアクセスで関東圏、関西圏からの購入や若年層による購入も目立ち、新たな顧客の獲得につながった。

■特設サイトに約46万件のアクセスがあり、約3万件を受注。次年度もWebでの開催を決定。

②メッセナゴヤ2020オンライン
【名古屋商工会議所(愛知県)】

出典：メッセナゴヤHP

■同所が県・市と連携して開催するメッセナゴヤは、業種・業態を問わない展示会であり、今年で15回目を迎えた。

■今年度は初めてオンラインで実施し、オンラインでの名刺交換、AIマッチングシステムを活用した企業同士の交流など、新たな仕組みを導入。

■出展企業は600社近くを数え、登録来場者数は9,666名に上った。来年度はオンラインとリアルによるハイブリッド開催を予定している。

③Food EXPO Kyushu 2020
【福岡商工会議所(福岡県)】

出典：Food EXPO HP

■同所は、県や市と連携し、7回目となる「Food EXPO Kyushu 2020」を開催。初めてとなるオンラインとリアルでの商談会を併用して開催したほか、一般消費者向けのテストマーケティングとして百貨店やサービスエリアなど県内４カ所に売場を設置。

■商談件数は合計で478件に上り、そのうち52件が成約した。海外バイヤーもアジアを中心に5つの国・地域からの参加が得られた。

1．商工会議所のコロナ克服に向けた取組み(参考)

3．商品券等による飲食・小売店等応援

①「泉大津レシート大作戦」による商品券発行事業【泉大津商工会議所(大阪府)】

- 同所青年部は、市民が市内で7月に買い物をしたレシート3万円分を4千円分の商品券に換券する「泉大津レシート大作戦」を実施。
- 同所の要望から、泉大津市が補正予算を組んで本事業を助成。
- 目標の1億3千万円分を超えるチケットが完売し、合計で10億円を超える消費を生み出した。

出典：同所青年部HP

②クラウドファンディングによる飲食業支援【青森商工会議所(青森県)】

出典：みらい飯HP

- 同所は、日商の地域飲食店応援プラットフォーム「みらい飯」により、飲食店支援クラウドファンディングを実施。
- 青森県・青森市が食事券のプレミアム分（30%）や印刷費などの事務費を助成し、プレミアム分を上乗せして販売。
- 食事券なしの寄付についても500万円以上を集め、合計で当初の目標を上回る5,369万円を集めることに成功した。

③事業者への寄付上乗せ商品券発行事業【日向商工会議所(宮崎県)】

▼商品券のデザイン

出典：同所HP

- 同所は、地域が一体となった「共助の取り組み」が必要として、額面金額に寄付金を加えた額で販売する「『俺についてこい！』男気／女気地域貢献商品券」を発行した。
- １セット当たり額面1万円分を20%増しの1万2000円で販売し、飲食店は換金時、20%増しの金額を受け取れる。
- 販売実績は、目標の500セットが発売後約2週間で完売。追加300セットの販売となった。

4．雇用・就労支援、働き方改革・移住促進

①観光と農業との人材マッチング支援【塩尻商工会議所(長野県)】

出典:同所提供

▼ＪＡ、農業公社との三者連携で短期・長期の就労がともに実現

出典：各社HPから引用

- 同所は、地元のJAや農業公社と連携を図り、旅館や飲食業をはじめ、コロナの影響により仕事が減少している会員事業者の従業員を対象に、人手不足の農家とのマッチング事業を４月から実施。
- 11月末時点で14名のマッチングが実現し、コロナ禍での雇用対策と農家の人材確保に貢献した。
- 就農した従業員が体験農業を観光に活かす動きもある。

②異業種間の人材マッチング支援【三条商工会議所(新潟県)】

出典:同所HP

- 同所は、コロナの影響で仕事が減った事業所や社員に、短期の仕事情報を提供する「長屋精神で持ちつ持たれつ臨時お仕事情報掲示板」を開設。仕事が減少した事業所、人手不足の事業所の人材マッチングを実施。
- 11月末までに、製造業、小売・サービス業などから13件の申し込みがあり、5件が成立。現在も事業は継続中。

③ワーケーションによる移住促進の取り組み【阿波池田商工会議所(徳島県)】

▼野村総合研究所のワーケーションプログラム

▼旧市街のレンタルオフィス

出典：日経新聞 2019/7/26付

- 同所は、コロナ禍をチャンスに変えようと、ワーケーション・移住事業を強力に推進。「お試し住居」など多様な事業で「三好市モデル」を目指している。
- 実例では㈱野村総合研究所が短期滞在のワーケーションを定期的に実施。同社の実績も踏まえ、今後は、そうした首都圏企業等の社員研修の場への活用拡大も検討している。

1．商工会議所のコロナ克服に向けた取組み(参考)

5．コロナ対策製品の開発・ブランド化

①「桐生マスク」のブランド化【桐生商工会議所(群馬県)】

■同所は、市内でマスクを製造する企業44社と連携して「コロナのピンチをチャンスにプロジェクト」を実施。

■マスク販売情報のPRを行い、地場の繊維産業の強みを活かしたブランド化にも着手した。

■地場産業のシルクを使い、美肌効果を持たせたマスクや、柔らかなストール用生地を用いたマスクをはじめ、付加価値の高い製品の製造・販売を推進。海外向け輸出へのプロジェクトも実施している。

出典：同所HP

②医療用ガウンの製作【鹿沼商工会議所(栃木県)】

■同所は５月上旬、地元の総合病院から「医療用ガウンが底をつく」との相談を受け、市内の商店主らに提案し、医療用の使い捨てガウンの製作事業を開始。

■美容院や刃物店などを経営する商店など約10店がボランティアで参加。

出典：朝日新聞2020/5/13付

■材料の農業用シートは商店街にある種苗店が無償提供し、1着300円で２千着を納めた。

③フェースシールドの開発【倉敷商工会議所(岡山県)】

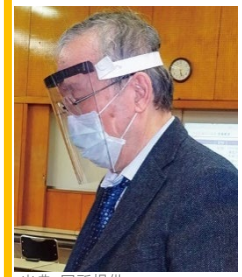

出典：同所提供

■同所と同所副会頭企業の4社がコロナ対策の一助にと医療用フェースシールドを開発し、5月末に岡山県・倉敷市・総社市に対して約7000個を寄贈。同所医療・福祉部会にも1100個を寄贈した。

出典：倉敷平成病院HP

■開発に当たっては医療・介護系の126事業者が所属する同所医療・福祉部会が連携。試作検討を重ね、副会頭企業にて休業中の自動車生産ラインを利用し、量産を行った。

6．オンライン経営相談・支援

①製造現場の三密回避・IoT実装支援【尼崎商工会議所(兵庫県)】

■ 同所は、コロナ禍を契機に、IoTによる自動化やテレワーク導入など製造業の現場の改善・生産性向上を通じた付加価値創造に向け、事例と実践を学ぶ全5回のWeb講習会を実施。

■ 専門家や実際に製造現場のIoT化を成功させた中小製造業の経営者などを講師に招き、基本的知識から導入プロセスまでを講義。

■ 実践経験に基づく分かりやすいアドバイスによりIoTの実装を支援。

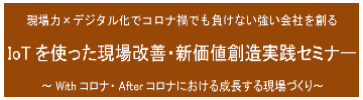

出典：同所HP

▼紹介された先進企業の自動化例

出典：(株)最上インクスHP

②オンラインによる経営相談【青梅商工会議所(東京都)】

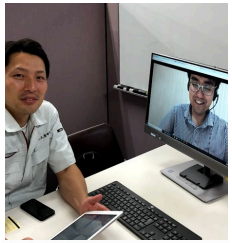

■同所は、4月からオンラインによる経営相談を開始し、創業、資金繰りや販路開拓を支援。外部専門家を交えた指導も行っている。

■2019年に実証実験を実施していた経験から、Webシステム導入はスムーズに行われた。

出典:同所提供およびHP

■実施件数は開始から半年間で約20件であり、今後とも、巡回相談をオンラインと窓口相談に切り替えることを奨励し、コロナ対応を推進していく。

③オンラインによる一貫支援【高崎商工会議所(群馬県)】

▼コロナの影響に応じた補助金早見表

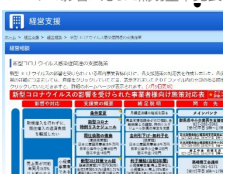

■同所は4月から、オンラインにより、補助金申請のサポートを含めた経営相談、商談会、企業説明会、IT活用およびBCP策定に関するセミナーを開催。幅広いテーマで経営支援を実施している。

出典:同所提供

■補助金情報として、国・自治体の補助も含めた独自の早見表や申請方法の動画を配信。経営相談には11月末までに64件、商談会には5社、企業説明会には12社が参加。セミナーにはのべ57社が参加した。

2．課題：コロナ禍、資源高・原料高・円安で中小企業を取り巻く環境が悪化
対応：重症化対策に重きを置いたコロナ対策への変換

■ **ワクチン接種と治療薬供給が進む中、規制緩和が進む欧米の感染症対策を参考に対策を再検討すべき。**

■ 感染者数よりも重症者数や病床使用率をより重視し、感染防止と社会経済活動の両立を図る政策の実施が必要。中小企業も長引くコロナ禍等で厳しい状況が継続している。

1．6割超の中小企業経営でコロナ禍の影響継続

○日本商工会議所早期景気観測調査（LOBO調査）4月業況DIは、活動再開で改善傾向も、ウクライナ侵攻や円安により、昨年からの資源・原材料価格の高騰、物価高の加速が収益回復の足枷。

○コロナ禍の影響が続く企業は6割強。売上3割以上減は約25%。

【新型コロナウイルスによる経営へのマイナスの影響】

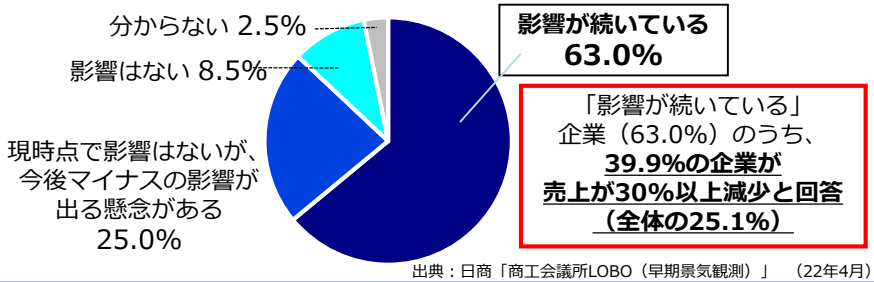

出典：日商「商工会議所LOBO（早期景気観測）」　（22年4月）

2．中小都市の回復は鈍い（都道府県別業況ＤＩ）

○人口100万人以上の都市は回復も、中小都市になる程、厳しい状況。コロナを過度に恐れるコロナマインドによる活動自粛の影響も大きい。

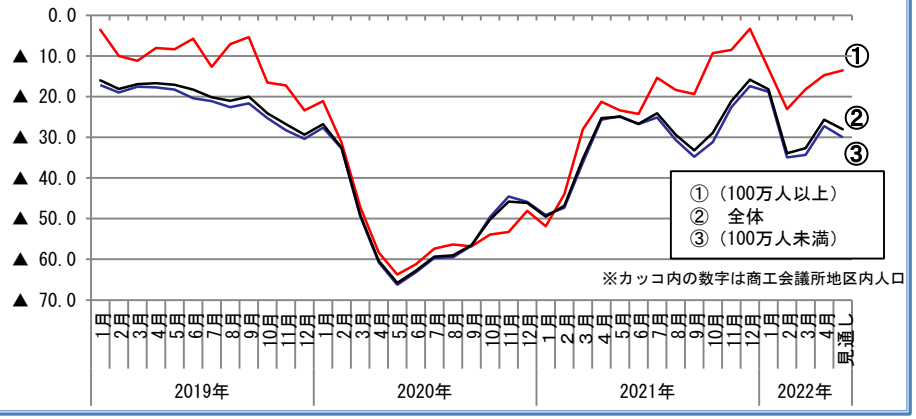

3．価格高騰や円安進行等が中小企業経営を直撃

○9割超の中小企業が1年前と比較してコストが増加（日商LOBO調査）

○円安進行は「デメリットの方が大きい」と53.3%の企業が回答。

円安進行が業績に与える影響

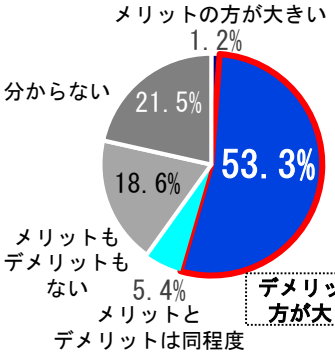

具体的な影響

※「デメリットの方が大きい」と回答した企業が対象
【複数回答・上位5項目】

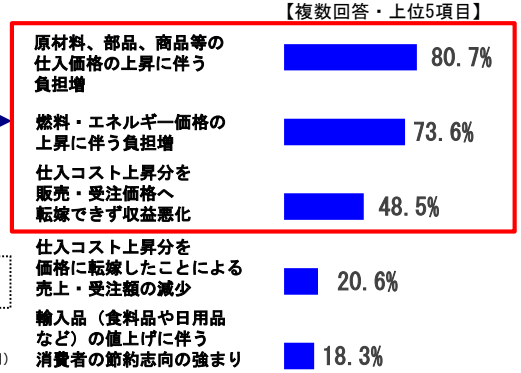

出典：日商「商工会議所LOBO（早期景気観測）」　（22年4月）

4．需要不足の中、中小企業の価格転嫁は厳しい状況

○BtoB、BtoCともに、8割超の企業で価格転嫁が進まず、コスト負担増により収益が圧迫されている。

【価格転嫁の動向（BtoC）】

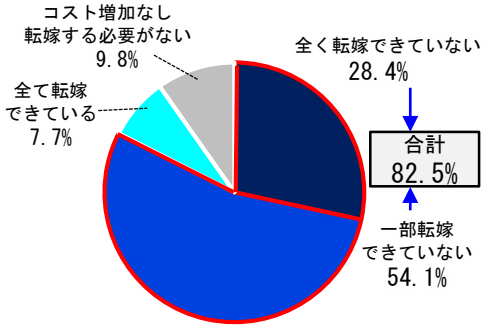

【価格転嫁の動向（BtoB）】

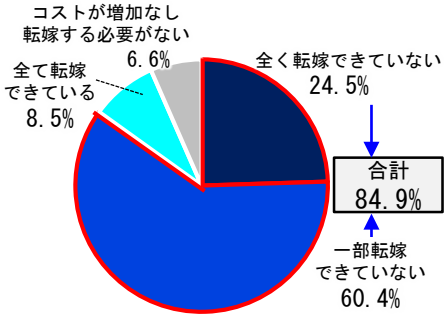

出典：日商「商工会議所LOBO（早期景気観測）」（21年11月）

３．課題：宿泊、飲食サービスに対する規制の在り方
対応：今後の事業規制は経済活動への影響を考慮し、欧米を参考に最小限度に　⑦

現状・課題

（１）厳しい状況が続く飲食・宿泊等事業者

■　断続的に発令された緊急事態宣言（３回）、まん延防止等重点措置（２回）に伴う活動制約により、飲食・宿泊事業者は疲弊している。

■　本年４月の日商早期景気観測（ＬＯＢＯ）調査でも、コロナの経営への影響を受けている飲食・宿泊事業者は９５％超。地域を支える老舗飲食店等も廃業が増加。コロナ後の地域経済に大きな打撃。
　例）柴又の老舗料亭「川甚」、福岡の老舗中華「平和楼」、
　　仙台の旅館「天龍閣」など

■　外国人観光客は2019年3200万人から21年は24万人に減少。

【新型コロナウイルスによる経営へのマイナスの影響】

「影響が続いている」と回答した企業の割合

全業種	飲食・宿泊業
63.0%	95.3%

「影響が続いている」と回答した企業を100とした場合の影響の大きさ

	全業種	飲食・宿泊業
売上が50%超減少	11.4%	40.1%
売上が30%程度減少	28.5%	37.9%
売上が10%程度減少	60.1%	22.0%

出典：日商「商工会議所LOBO（早期景気観測）」（22年4月）

岩崎芳太郎(2021)
鹿児島商工会議所会頭
「理不尽 観光を殺すのは誰か」
あさ出版

（２）まん延防止等重点措置に伴う活動制約（営業時間短縮等）

■　自治体で規模別時短協力金が実施されたが、中堅飲食店等に不十分で経営に甚大な影響が発生。

■　飲食店対策としての第三者認証制度について普及が進むも、各自治体で認定基準に差が発生。

（３）コロナマインドのまん延

■　国民に、コロナ禍の間は外食や旅行は控えた方が良いという残存心理効果「コロナマインド」がまん延。企業においてもクラスター発生による企業イメージの低下や、従業員においては今後の処遇への悪影響を恐れ、食事有の会合等の開催は自粛が継続。

対策

○企業、個人に定着したコロナマインドを払拭する政府の取組みによる個人消費の喚起

地域経済を支える飲食・宿泊事業者等をインバウンド回復期まで事業継続させることは重要。
・Ｇｏｔｏトラベルの可能な限りの早期再開
・政府や地方自治体トップなどにおける第三者認証外食店への訪問をテレビでＰＲ

○第三者認証制度の基準については、国が基準づくりなどを主導すべき

本制度は山梨県から始まり全国に拡大したが、自治体間で認証基準に差があり、感染症対策として不十分な面もあった。今後、国主導で統一的な基準を策定すれば感染症対策として有効と考えられる。

４．課題：水際対策の緩和
対応：観光目的も含めた入国制限の緩和、外国人材の戦略的受入れと活用促進　⑧

現状・課題

■ 国際往来の途絶により、外国人材が入国できないことによる人手不足の影響がビジネス現場で顕在化。
日本産業がさらに高度化していくためには、研究開発等を担う優秀な外国人材を呼び込む必要がある。
人口減少が進む中、留学生、外国人技能実習生などの受入れ促進、ダイバーシティ経営の推進が必須。

■ コロナ対策の活動制限で厳しい経営環境下にある観光・宿泊・交通・イベント・観光事業者等の業況回復のためには、インバウンド需要が期待。外国人観光客は2019年3200万人から21年は24万人に減少。
諸外国では、観光目的も含めた国際往来が再開。日本においても水際対策の一層の緩和が急務。

対策

諸外国を参考にした対応が必要

①高度外国人人材の円滑な受入れ促進

②留学生、特定技能、外国人技能実習生の受入れ促進
⇒入国者総数の拡大（現在は１日１万人）、出入国管理の簡素化・迅速化が必要。

③観光目的含めた外国人受入れの早期再開と環境整備
今後も円安の継続が見込まれる中、インバウンドは円安メリットを最大活用できる方策。

商工会議所の要望

○中小企業等のビジネス目的による受検環境の整備　【２０年７月２８日　緊急要望】
出入国者の検査体制強化、陰性証明書の円滑かつ迅速な発給体制強化

○国際往来の増加に対応した水際対策・出入国管理体制の強化　【２０年１１月１９日　緊急要望】
空港検査の体制拡充と迅速化、ＣＯＣＯＡの運用改善と活用

○変異株への水際対策徹底の下、国際往来再開に向けた入国措置の緩和　【２１年９月１５日　緊急要望】
ワクチン接種証明等による入国措置の緩和（自宅待機期間の免除等）
日本人帰国者、留学生、外国人高度技術者等への入国措置の緩和　【２２年２月１７日　緊急要望】

○国家戦略としての水際対策の緩和（強度の高い水際対策の社会経済への影響は甚大）
オミクロン株対応の水際対策の緩和（外国人、観光客など入国者数の拡大、入国者の待期期間短縮等）
入国手続きの簡素化・迅速化、政府の入国制限緩和策の事業者の準備期間を考慮した早期の発表

５．課題：コロナ克服に向けた事業者支援
対応：困窮する事業者支援から付加価値創出への挑戦支援へ

現状

■ 事業継続・雇用維持に向けた政府による資金繰り支援等によって、倒産・廃業の急増は防げている状況。
商工会議所は経営支援の中で政府支援策を最大限活用。

商工会議所の小規模企業支援（経営改善普及事業）
●個別指導実績：約190万件（前年度比＋14.8%）
●小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）
：**23,558**件（コロナマル経合計）　20年度実績

■ 長期化するコロナ禍に、足元では原料高等も加わる中、企業経営は厳しい状況にあり、困窮者支援は重要であるが、今後はポストコロナに向けた生産性向上や付加価値創出に資するビジネス変革に挑戦する中小企業への支援強化が重要。

対策

①マイナンバーの活用など、真に困窮する者をピンポイントで迅速に支援できる環境整備

②テレワークやＥＣなどデジタル技術の事業への活用、新事業や新業態への転換、事業承継、事業再生、海外展開など、中小企業の挑戦を支援

③下請け取引については、取引価格の引き上げ、取引条件適正化など「パートナーシップ構築宣言」の推進と競争政策の一層の強化　【パートナーシップ宣言企業：9,０２０社（22年5月13日現在】

商工会議所の要望

○急激な売上減少に直面している中小・小規模事業者への支援　【２０年３月３０日　緊急要望】
中小・小規模事業者の事業継続に資する給付金制度の創設
官民無利子・無担保融資による資金繰り支援、柔軟な既往債務の条件変更等
雇用調整助成金の要件、助成率引上げ、支給迅速化　ーなど

○需要回復支援、テレワークなどデジタル技術活用支援　【２１年３月１８日　緊急要望】
飲食店やイベント等の需要回復支援（ＥＣ活用等）、域内消費喚起策の実行
テレワークやオンライン会議等へのデジタル導入への予算・税制支援　ーなど

○飲食店等の事業規模に応じた時短要請協力金の制度見直し　【２１年３月１８日　緊急要望】
確定申告データ等による事業規模等の影響の度合いに応じた給付金の検討
自治体の協力金支給環境整備、地方創生臨時交付金の積み増し　ーなど

規模別給付金は実現

６．課題：非常時の社会経済活動の基礎的インフラである医療提供体制の強化
対応：新たなパンデミックも想定した、非常時対応の仕組みの整備を

課題

■　世界最大級の病床を持つと言われていた日本が感染拡大の度に病床不足で医療が逼迫し、緊急事態宣言等の活動制限の繰り返しとなってしまった。

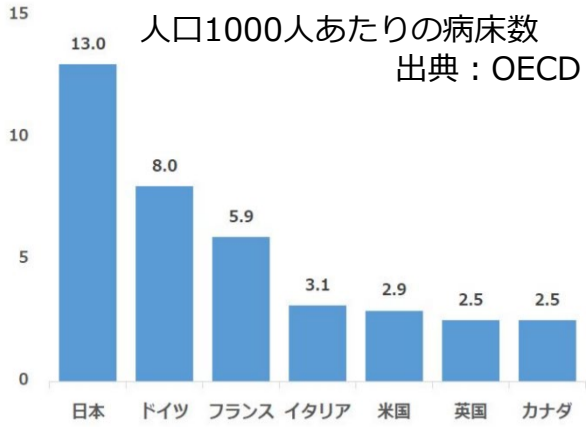

対策

〇非常時における、広域な地域医療・診療提供体制の仕組みづくり

・平時からの広域医療圏単位での資源を有効活用していくことが重要

地域における地域医療連携として、「松本モデル」や「墨田モデル」等の事例を検証すべき（次頁参照）

松本モデル：松本医療圏で感染症指定医療機関の松本市立病院を中心に、７つの国立、公立、公的、民間医療機関がコロナ患者を重症や軽症等の症状や各官民病院の設備等に応じて分担して受入れ。
他の民間病院はコロナ患者以外の治療に集中。

商工会議所の要望

〇活動再開の基礎的インフラである検査体制の拡充と医療提供体制の安定化　【２０年７月２８日　緊急要望】
コロナ患者受入れ拡大へ医療機関経営の持続性確保、地域医療提供体制の安定化、保健所機能の強化

〇臨時施設等による病床確保等の医療提供体制の拡充と治療薬の活用　【２０年９月１５日　緊急要望】
一定程度の感染拡大に耐え得る医療提供体制の拡充が不可欠。臨時専門施設の設置等で大幅な病床確保

〇医療逼迫防止に向けた、地域医療・提供体制整備、治療薬の安定供給支援　【２２年２月１７日　緊急要望】
オンライン診療を最大限活用し、かかりつけ医等が初期段階から対応可能な地域医療・診療体制の整備
５類相当の分類への新型コロナウイルス感染症の特別措置の創設（医療費等は公費負担）

６．課題：非常時の社会経済活動の基礎的インフラである医療提供体制の強化
（参考）官民連携による地域医療体制の推進事例（松本モデル、墨田区モデル）⑪

松本モデル

松本モデル＝地域における官民医療機関の連携体制

松本医療圏（３市：松本市、塩尻市、安曇野市、５町）において感染症指定医療機関の松本市立病院を中心に、７つの国立、公立、公的、民間医療機関がコロナ患者を重症や軽症等の症状や、各官民病院の設備等に応じて分担して受入れ。
他の民間病院はコロナ患者以外の治療に集中。
民間医療機関の相澤病院（相澤CEOは日本病院会会長）が各首長等と連携して、リーダーシップを発揮されている。

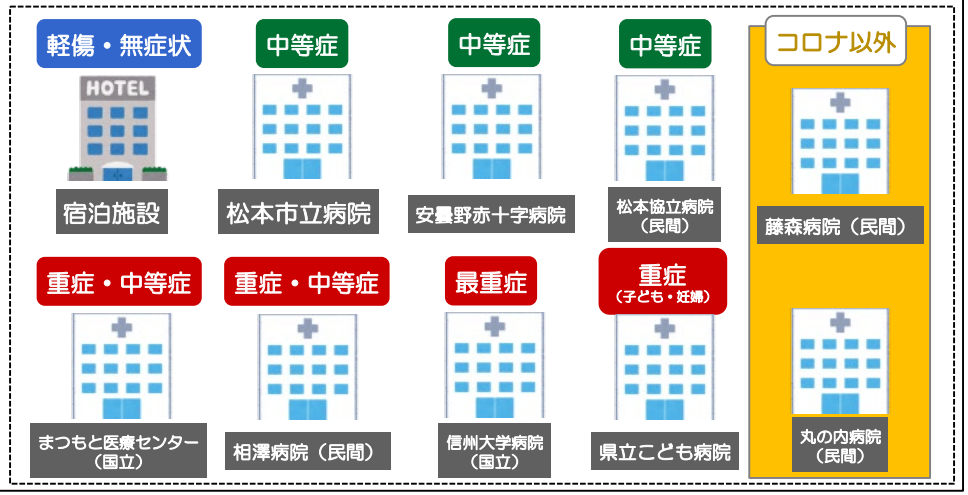

墨田区モデル

墨田区モデル＝地域完結型の医療提供体制の構築

コロナ禍克服に向けて、平時から有事への切り替えのため、山本墨田区長のリーダーシップの下、都や医師会等と連携し、地域完結型の医療提供体制を構築。区民とのリスクコミュニケーションも継続。第５波において「死亡者ゼロ」を実現。

墨田区のコロナ対策（３つの柱）

①スピード感
　ワクチン早期接種等
②地域力
　地域完結型医療等
③情報発信
　区長メッセージ等

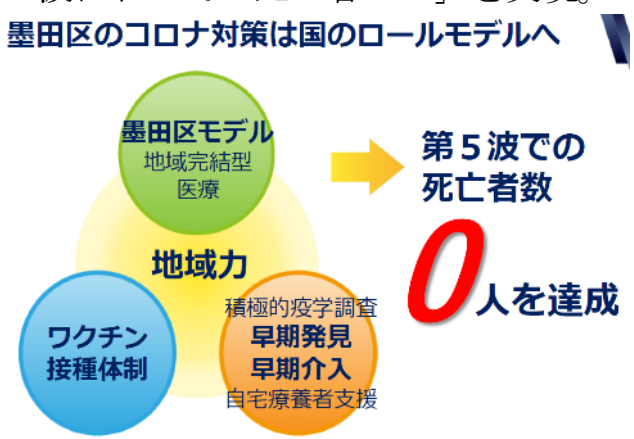

保健所体制の強化と自宅療養者対策への医師会等の協力等

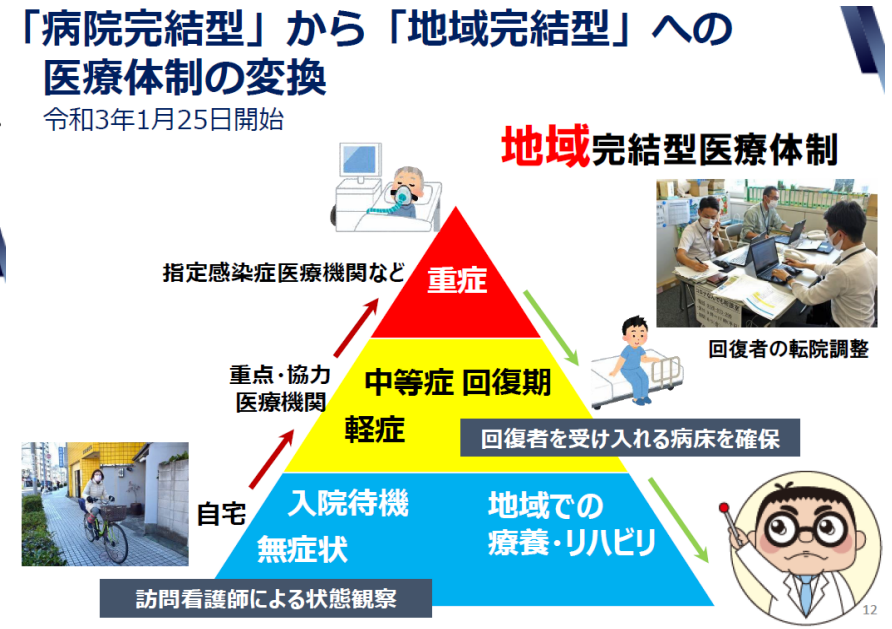

東京商工会議所講演資料抜粋（2021年12月）

資料３－１

新型コロナウイルス感染症対策
～現場主義に基づく機動的な感染対策の実行に向けて～

令和４年５月１７日

全国知事会長（鳥取県知事）　平井 伸治

全国知事会による機動的な新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス緊急対策本部の設置・会議の開催

- R2.1.30「新型コロナウイルス緊急対策会議」設置
- R2.2.25「新型コロナウイルス緊急対策本部」に移行
  （全都道府県が参加し、毎回40人以上の知事が参加）
- 以後、36回の対策本部会議開催

R4.4.26新型コロナウイルス緊急対策本部

国への政策提言 及び 感染対策に関する課題の独自検証

- 「新型コロナウイルス緊急対策本部」での議論を経て緊急提言をとりまとめ、国へ政策提言
  ⇒この結果、まん延防止等重点措置の創設、地方創生臨時交付金の特別枠創設、 ワクチン追加接種の前倒し、事業者向け資金繰り支援の継続　などを実現
- 検証・戦略WTを組織し、独自にコロナ対策に関する課題の分析・検証を実施（R2.8 ／ R3.11）

関係大臣との意見交換会

- 延べ100回近くにわたる関係大臣との意見交換会を開催し、政策提言の内容や地方の実情・目下の対策などについて議論

R2.3.25厚生労働大臣との意見交換会

全国知事会における主な提案事項
（R4.4.26全国知事会コロナ対策本部緊急提言より）

➢ 現在の感染動向に対する分析と感染抑制と社会経済活動の両立

→ **国の責任において、早急に専門家の知見を交えた感染動向の分析を行うこと。**

→ **感染を抑制しながら社会経済活動を維持していくための具体的方策について、**今般の感染の実態やワクチン追加接種の進展、海外における対策の効果等を踏まえつつ、専門家の知見も交えて検討を行い、**速やかに提示すること。**

→ まん延防止等重点措置のあり方の見直しや濃厚接触者の調査の見直しなど保健衛生機能を適切に提供するための行政実務の改善、医療に係る公費負担、国民や事業者の協力を得るための働きかけ等については、地方の意見も踏まえつつ、きめ細やかに検討を行うこと。

➢ オミクロン株の特性等を踏まえた対応方針

→ オミクロン株の特性に応じた保健医療体制の構築や社会活動の継続への対応を検討するとともに、一部地域で感染が再拡大している要因を、専門家の知見を踏まえて検証・分析した上で全般的な対応方針を明確に示すこと。

→ 今後の感染動向を想定し、まん延防止等重点措置を再適用する基準を示すとともに、重点措置の適用に至らない場合であっても、**各自治体が飲食店や学校等に対する十分な感染対策を柔軟かつ機動的に講じられるよう、政府として早期に現場でとるべき対策に関する新たな方針を示し、支援を講じること。**

➢ 感染状況に応じた具体的対策

→ **緊急事態措置やまん延防止等重点措置における具体的な対策については、飲食店の時短要請を任意の対策とする**ほか、教育関連施設や高齢者施設において感染が広がっている状況を踏まえ、オンライン授業や分散登校、臨時休業なども含めた具体的かつ多様な対策をメニュー化し、**地域の実情に応じた効果的な対応が選択できるよう、基本的対処方針の更なる改善も含めて強化すること。**

➢ 保健所機能の強化

→ 第７波や感染力や重症化リスクなどが明らかでない未知の変異株による急速な感染拡大の場面においても、**各地域に必要となる保健衛生機能を保健所が十分に提供することができるよう、各種報告事務等の負担軽減も含め、より効率的・効果的な運用実務のあり方を追求すること。**

➢ ワクチン接種の推進（若年層への働きかけ）

→ 感染者数が若年層を中心に高止まりあるいは増加傾向にある中、若年層の接種率が低迷しているため、３回目接種の必要性や有効性、安全性に加えて、オミクロン株の後遺症の影響など、**国として強力かつ継続的な情報発信を行うこと。**

変化し続けるウイルスに迅速に対応する感染対策が必要

◆ デルタ株以前とオミクロン株とでは大きな変化。オミクロン株は世代時間も短く、**感染拡大の端緒となるシーンにも急速なトレンドの変容が見られる**ことから、マクロの全国データではなく、**個々の現場でリアルタイムの変化に対応した早期封じ込めが重要。**

◆ 同時に、**感染の実態は、地域によって様相が異なる**ことから、**現場の実態に即した地域ごとの感染対策の「立案」と「実行」が重要。**

※ 全国集計では最新の現場の感染状況の「機微」が捨象されるとともに、その収集・精査に時間を要せざるを得ない。

全国のクラスター発生（感染）状況

第５波

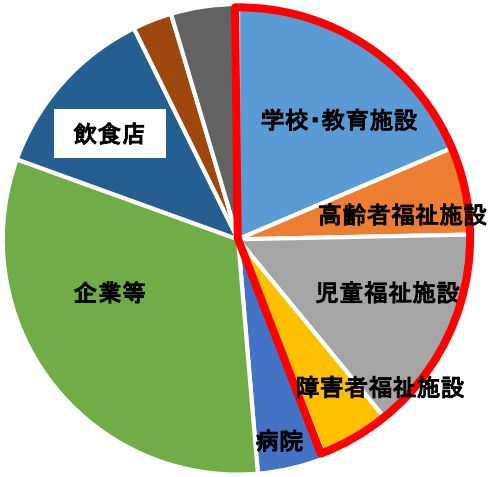

期間：Ｒ3年7～8月
感染症分科会資料

第６波

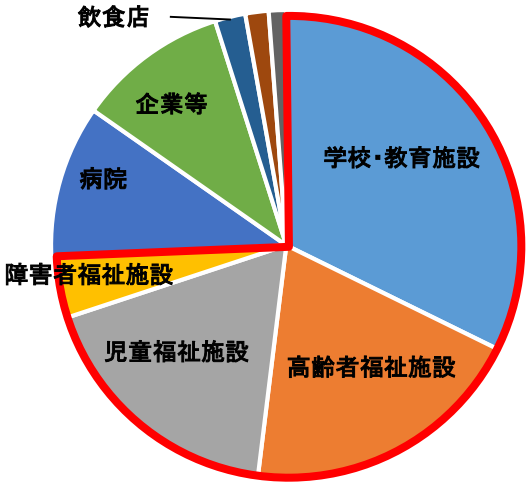

期間：Ｒ4年4月4日～24日
厚生労働省ＨＰ参照

オミクロン株による主な感染事例と講じた感染対策

＜学校・スポーツ活動＞

感染拡大の要因	感染規模	感染状況等
送迎バスや更衣室内での会話	50名	マスクなしでの会話が行われていた
マスクなしでの部活動	6名	花粉症の季節のため、窓を閉めてマスクなしで練習

対策
- 基本的感染対策の徹底について注意喚起
- 更衣室内のロッカー使用制限

＜福祉施設＞

感染拡大の要因	感染規模	感染状況等
不十分な衛生管理	84名	・歯ブラシ・コップを密接して保管 ・濃度不十分な消毒液の使用

対策
- 消毒液等の管理徹底
- 接触感染が起きないよう衛生管理を強化

変化し続けるウイルスに迅速に対応する感染対策を確立するために

提案１：地方が個々の実情に応じた柔軟な対策を講じることが可能な制度設計

⑴　機動的な法令の適用、基本的対処方針の規律密度の見直し

⑵　まん延防止等重点措置等の見直し

⑶　都道府県間 ／ 都道府県・保健所設置市間のパートナーシップの深化

提案２：保健医療提供体制の強化

⑴　積極的疫学調査など本来の保健所業務に注力するためのその他業務の効率化

⑵　人的・物的緊急応援体制の構築

提案３：国・地方を通じた感染に即応する「立案」「実行」機能の確立

⑴　即応「立案」機能の確立

⑵　即応「実行」機能の確立

⑶　⑴・⑵を実現する国の司令塔機能と都道府県・国の協調体制の確立

【提案1】 地方が個々の実情に応じた柔軟な対策を講じることが可能な制度設計

（１）機動的な法令の適用、基本的対処方針の規律密度の見直し

◆ 感染の態様は地域によって様々であり、**現場主義のもと、地域ごとに機動的な判断**が必要。

◆ よって、**基本的対処方針により画一的な感染対策を定めるとともに、膨大な通知・事務連絡により仔細に至るまで実務を縛る規定のあり方を見直す必要**。

早期対策の支障事例（第５波）
～緊急事態宣言等の適用が遅れた例～

- 人流増加が見込まれる時期（お盆）に合わせて措置を講じることができなかった事例

＜茨城県＞
適用申請（R3/8/3）→ 緊急事態宣言（8/20）

＜広島県＞
適用申請（R3/8/4）→ まん延防止措置（8/20）

- 要請をしたが、適用されなかった事例

＜岩手県＞
適用申請（R3/8/23）→ 適用されず。

膨大な事務連絡による支障事例
～コロナ対策に係る国と地方の役割分担
都道府県アンケート結果～　R3.12

- 国から**1000本を超える通知・事務連絡**が発出されており、感染症対応に追われる保健所等の現場では対応できない。
- 重要事項であるにもかかわらず、事務連絡として発出されている。
- 事務連絡は「技術的助言」か「単なる情報提供」なのか**法的性格が不明確**。

【提案1】 地方が個々の実情に応じた柔軟な対策を講じることが可能な制度設計

（２）まん延防止等重点措置等の見直し

◆ まん延防止等重点措置等については、飲食店への時短要請が必須とされているが、学校や高齢者施設等での感染が顕著となった第６波以降においては実態に即していない現状。

◆ よって、**飲食店のみならず、地域の実情に応じた効果的な対策メニューが選択できる**よう、内容の見直しを図る必要。

第6波でのクラスター発生状況

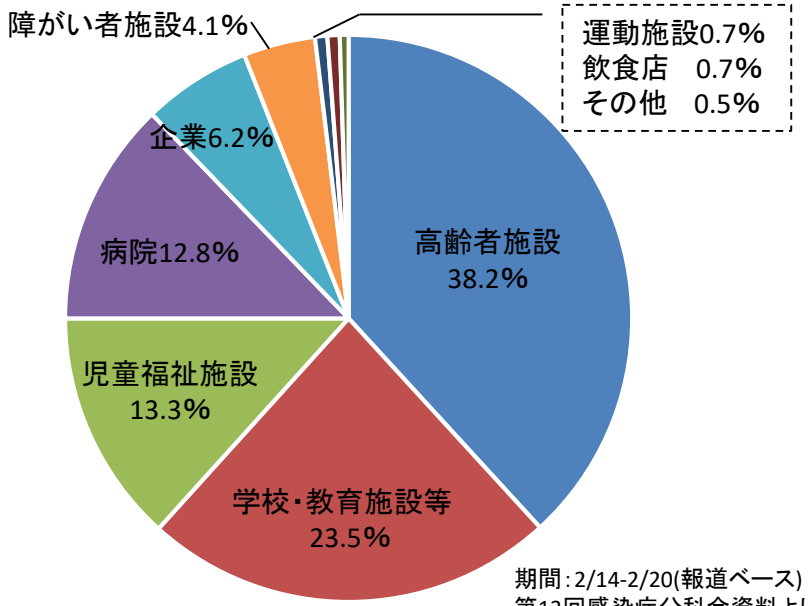

期間：2/14-2/20(報道ベース)
第13回感染症分科会資料より

基本的対処方針（抜粋）

2）重点措置区域における取組等

- **都道府県は、**感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、（中略）認証店以外の飲食店に対する営業時間の短縮（20時までとする。）の**要請を行う**とともに、酒類の提供を行わないよう**要請するものとする**。
- 認証店に対しては、営業時間の短縮（21時までとすることを基本とする。）の**要請を行うこととする**。

【提案1】 地方が個々の実情に応じた柔軟な対策を講じることが可能な制度設計

（３）都道府県間／都道府県・保健所設置市間のパートナーシップの深化

◆ 感染は県や市の行政単位とは無関係に拡大。

◆ よって、**複数の都道府県が連携することを前提とした制度設計**や、**県と保健所とが更に円滑な情報連携を行うことができるあり方**を検討する必要。

感染に県境はなく生活行動圏域で拡大

● 黒岩神奈川県知事

（R4.1.21全国知事会コロナ本部役員会議での発言）

「問題は政府の基本的対処方針がオミクロン対応になっていないということ。**生活圏を共にする圏域を越えた移動の自粛**というような表現など、工夫する必要がある。」

都道府県域を越えた広域的な連携事例

● 首都圏4都県知事が時機に応じて会議を開催し、感染対策の検討と共同メッセージとりまとめ。

● 関西広域連合では、感染症対策本部を設置し、関西が一体となった感染拡大防止の取組を実施。

県と保健所設置市との連携強化

● 統一的な対応方針の決定

都道府県が市の状況を把握できず、統一的な対応に支障をきたすということのないような仕組みづくりが必要。

● 個人情報の取扱い

感染者の積極的疫学調査を適切に行うためには、感染者の個人情報を県と市の保健所の間で共有する仕組みづくりが必要。

【提案２】　保健医療提供体制の強化

（１）積極的疫学調査など本来の保健所業務に注力するためのその他業務の効率化

◆ 保健所や医療機関では、長期にわたる業務ひっ迫が深刻な状況。

◆ よって、各機関が求められる保健医療機能を十分に提供できるよう、**保健所や医療機関による国への各種報告義務等の省力化・見直し等の効率化が不可欠**。

■特に見直しを求めたい保健所における報告義務や事務例

- 感染症法に基づく入院勧告書や入院延長について聴聞する協議会の開催
  ⇒感染者の増加に伴い、実態と合わず形骸化している業務が生じている。
- 保健所、医療機関が行うHER－SYS入力の省略化
  ⇒入力項目が多く負担となるため、基本的な情報のみの入力とできないか。
- 公費負担医療の手続における所得証明書の徴収事務の省略化
  ⇒２月９日付事務連絡において、「保健所業務のひっ迫により所得証明書等添付書類の徴収が困難な場合」には所得証明書等添付書類の提出を省略して差し支えない旨が示されているが、原則的な制度設計として検討すべきではないか。
- その他国への報告業務の省略
  例）保健所体制の確認に関する人数報告（月２回）など

【提案2】 保健医療提供体制の強化

（２）人的・物的緊急応援体制の構築

◆ 感染を抑え込むためには、一部地域で感染が爆発的に拡大する初期段階での封じ込めが極めて重要。

◆ よって、**災害対応のように、国や他地域、民間からの人的・物的支援を迅速・円滑に得られる仕組みを構築**する必要。

◆ このため、機動的に医療等の応援を緊急に実行するための**法令上の権限強化や、病床確保のための必要に応じた一定の空床補償は不可欠**。

全国知事会による保健師・看護師等の派遣

	派遣期間	派遣先	派遣人数
保健師	R2.8～9	沖縄県	34名
保健師	R2.11～12	北海道	20名
保健師	R2.12～R3.3	大阪府	27名
保健師	R3.4～5	宮城県	42名
保健師	R3.5～6	兵庫県	3名
保健師	R3.6～7	沖縄県	24名
保健師	R3.8	沖縄県	4名
医師 看護師	R4.1	沖縄県	19名

確保病床数の推移

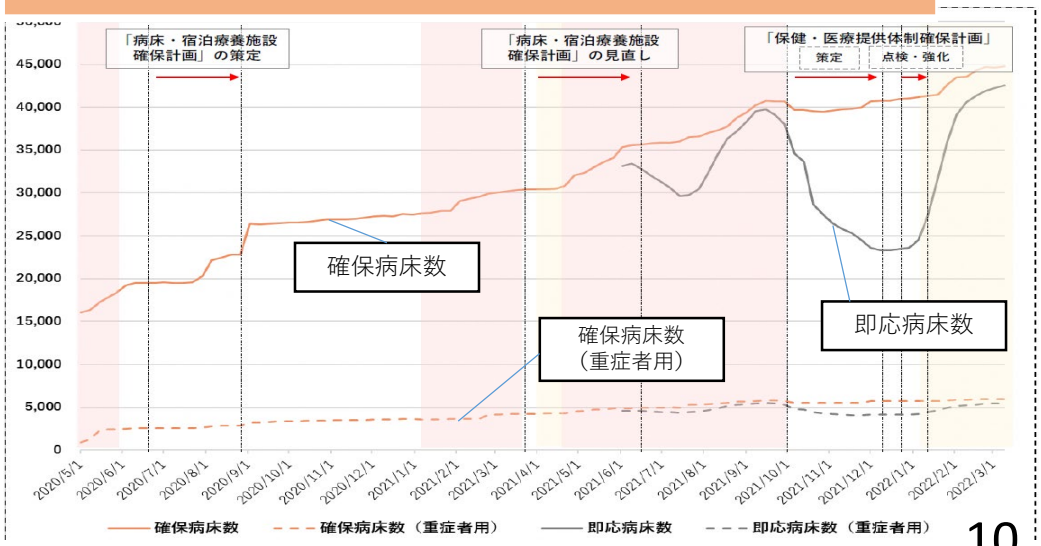

R4.5.11　新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議　参考資料４－２より

【提案3】 国・地方を通じた感染に即応する「立案」「実行」機能の確立

（１）即応「立案」機能の確立

◆ 感染症対策においては、**現場で見出される感染状況・医療等の状況に即応し、必要な対応を迅速に意思決定**することが極めて重要（統計によるマクロの視点より、個々の現実に現れるミクロの視点を重視すべき）。

◆ よって、リアルタイムによる知見の蓄積が最も進む**地方の現場での最新の感染の実相や先進的な取組（現場からの感染対策）を立案機関（国）が直接吸収した上で、対策の立案を行い、又は実行に向けて、その横展開を図ることのできる仕組み**等を構築する必要。

◆ **専門家においても、事後的なエビデンスの収集に終始するのではなく、リアルタイムで捉えた感染動向や要因に基づき対応する発想を重視することが重要**。後者が困難な場合、専門家は対策の「立案」ではなく、「検証」する立場であることを明確にすべき。

◆ とりわけ、今後は、**感染抑制と社会経済維持の安易な二者択一に陥ることなく、両者を両立していく具体的施策の立案が不可欠**。

【提案3】 国・地方を通じた感染に即応する「立案」「実行」機能の確立

（２）即応「実行」機能の確立

◆ 感染症対策の実効性を担保するためには、**感染の動向に即応してスピーディにその実施等を決定し、かつ、実行できることが必要**。

◆ そのため、まずは現場の感染動向を最も早く感知することのできる地方団体が機動的に施策の実施の要否等を判断できる制度設計とする必要。（論点１再掲）

◆ 加えて、感染の急拡大等、**単独の地方団体のみでは対応が困難な局面・地域が生じた際には、必要に応じて国が迅速にバックアップを講じることができる仕組み**も併せて構築する必要。

◆ なお、直接のバックアップ等、**実行上強力な権限を国に付与する場合には、その適用範囲を明確かつ限定的に設定**すべき。

（３）（１）（２）を実現する国の司令塔機能の確立と都道府県・国の協調体制の確立

◆ 今後の国の司令塔機能の検討に当たっては、各地の感染状況や医療需給等について国・地方が協力して収集・分析した具体的な情報・知見に基づき、**上記の「立案」「実行」機能を十分に果たすことができる**よう留意する必要。

◆ 現場を預かる都道府県と司令塔機能を担う国との協調体制が不可欠であり、**対策立案や実行に当たっては必ず地方と十分に協議**を行う仕組が必要。

資料３－２

新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議　参考資料

令和４年５月17日

全 国 市 長 会

参考資料

都市自治体の感染症対応における主な課題・意見等

◆全国市長会における課題調査について
　新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題について調査を実施
調査期間：令和４年３月４日～３月18日
調査対象市区：政策推進委員会委員市（32市）、社会文教委員会委員市区（72市区）

１．国・都道府県・市町村の役割分担と情報共有について

〈主な課題〉
・都道府県によって個人情報の取扱いが異なり、情報格差が生じた。感染患者等の情報を入手できず、自宅療養者への生活支援や住民の不安の解消に資する情報発信・相談対応に苦慮した。
・県の保健所では、各地域の細かな実情まで把握することが難しい面もあり、効果的な対策を講じるためには、市の持つ情報を活用し、県の保健所と連携する必要が生じた。

〈主な意見〉
・保健所未設置市においても、①保育所や学校、高齢者施設等における対応、②住民の不安の解消に資する正確な情報に基づく周知・啓発・相談等、③自宅療養者への生活支援等、感染症対策を実施しているが、感染症法等において、一般の市町村の役割が明確化されていないので、法令上で明確化する必要がある。
・法令上の役割を明確にしたうえで、一般の市町村への感染患者等の情報共有の在り方についても、十分に検討する必要がある。

参考資料

都市自治体の感染症対応における主な課題・意見等

２．国に期待される役割について

〈主な課題〉

・病床確保、診療受入、自宅待機等に法的根拠や罰則がなく、自治体の判断任せとなることが多いため、対応に苦慮した。

・新型コロナワクチン接種事業など、国の方針が二転三転することが多く、自治体における適切な人員体制、医療機関との調整、住民への情報発信等の場面で混乱が生じた。

・感染症対策においては、発熱外来、予防接種、救急対応等、あらゆる場面で医療機関の協力が不可欠であるが、その調整に難航した。

〈主な意見〉

・感染症対策においては、「地域の特性」を考慮することも必要ではあるが、基本となる感染症対策は、地域特性を考慮する余地が比較的少ないことから、「自治体任せ」の体制や仕組みにしないよう、制度的な見直しを検討する必要がある。

・国には、感染症対策の司令塔として、的確な政策判断のもと、可能な限り事前に明確かつ正確な情報を自治体に提供することが期待される。

参考資料

都市自治体の感染症対応における主な課題・意見等

３．人材等のリソース不足と保健所体制の強化について

〈主な課題〉

・今般の感染症によって、公衆衛生分野の役割と健康分野の役割を担う保健所の業務がひっ迫し、保健師等の専門職員に多大な負担が生じた。

・保健所の設置数を減らしてきた弊害が生じており、感染経路の追跡調査が不十分であるなど、様々な問題が生じた。

・自治体においては、余力がない人員体制で行政運営をしており、とりわけ保健師等の専門職員は感染拡大時の需要に対応できる体制とはなっていない。

〈主な意見〉

・保健所の果たすべき役割・機能とそれに対応する組織体制が現行のままでいいかも含め、地域保健法等の見直しについて十分に検討する必要がある。

・保健所における人員体制を再編前の体制に戻すことや、財源と権限を一般市に移譲し、市が単独または共同で保健所業務を担えるようにするなど、地域保健法の改正を含めた幅広い観点で検討が必要である。

・保健所の担う業務の一部を一般市が担うことについて、保健師等の専門職員をはじめ、人員体制が伴っていない小規模自治体もあることから、一律の役割拡大については、慎重に検討する必要がある。

・必要な保健師や看護師等の人材確保について、国として、人材の養成等に関する予算を充実させることはもとより、潜在保健師、保健師OB等を活用し、圏域を越えた広域的な派遣ネットワークの構築を拡充させるなど、有事に備えた万全の体制構築について、幅広く検討する必要がある。

参考資料

都市自治体の感染症対応における主な課題・意見等

４．指定都市への権限と財源の移譲について

〈主な課題〉

・感染症法には定められている指定都市の権限に関する特例が特措法には定められていないなど、指定都市の事務・権限は限定的となっている。

〈主な意見〉

・地域の実情に応じた機動的な感染症対策を実施するため、特措法上の権限を財源と併せて指定都市に移譲することについても、検討が必要である。

資料３－３

今後の新興再興感染症対応に対する考え方

全国保健所長会

● 今後の新興再興感染症対応に関する基本方針

多くの患者に、迅速且つ適切に医療提供ができるようにするために、

１）診断までの行政の関与（有症状者の受診調整等）を短期間に

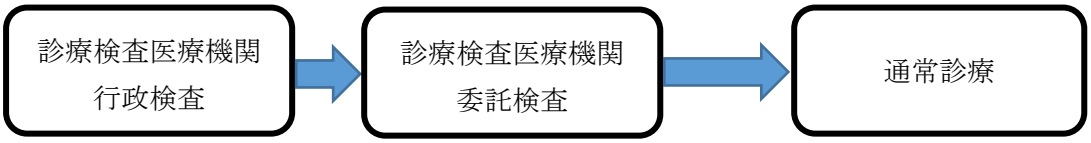

２）入院の目的が感染拡大防止でなくなった時点では、診療方針決定は医療機関で

● **新型コロナウイルス感染症対策について**

上記基本方針及びアンケート調査結果をもとに

大半の都道府県保健所長会長は、できるだけ早く５類相当に変更すべきと考えています。

（参考）都道府県保健所長会会長に対するアンケート結果

（2022 年４月下旬施行。回答率８３％　39/47 都道府県）

問　今後の法整備について都道府県会長のご意見を教えてください。

①感染症法上2類相当を継続すべき。	２（5%）
②できるだけ早く5類全数に変更すべき。	９（23%）
③できるだけ早く5類定点（インフルエンザ定点利用）に変更すべき。	10（26%）
④できるだけ早く5類定点（新たな定点を設定）に変更すべき。	10（26%）
⑤その他	８（20%）

○感染者の診療方針決定、療養管理は行政ではなく医療が担当するのが望ましい。

○解決すべき課題

・医療機関及び高齢者等施設等の感染対策の強化（感染防護資材の提供、財政支援）

・検査方法と治療薬の普及（可能な限り早期に検査も治療薬も保険収載）

・発生動向調査のシステム化（検査陽性例の報告を検査機関や医療機関から一元化）

・感染症病床のあり方検討（一般病床・急性期病床の機能強化での対応）

参考資料

新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議運営要領

新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議（以下「会議」という。）の運営については、以下のとおりとする。

１．会議は、非公開とする。

２．会議で配布された資料は、原則として、各回の会議終了後、速やかに公表する。

３．会議の内容については、各回の会議終了後、事務局がブリーフィングを実施する。

４．議事録は、本会議の議論の終了後、公表する。それまでの間、各回の会議終了後、発言者名を付さない形で速やかに議事概要を公表する。